

中国刑法における単位犯罪に関する立法評価

周 光 権

はじめに

- 一 新刑法における単位犯罪の立法上の変遷と特色
 - 二 新刑法における単位犯罪立法の不完全性とその成因
 - 三 単位犯罪立法の完善（欠陥をなくすこと）についての将来的展望
- おわりに

はじめに

単位犯罪とは、日本においては企業犯罪・法人犯罪といわれるものに相当する。これは、刑法においては犯罪主体に関する問題として、具体的には、法人に犯罪能力があるかという論点として、日本においても中国においても

盛んに議論され、まだ争いの残るところである。

さて、この「単位犯罪」という言葉が日本における「法人犯罪」に当たるとされるのは、現行中国刑法の規定でいうと、法人処罰に根拠をあたえる第三〇、三一条の文言による。そこでいう「単位」とは、機関、団体もしくはそれに付属する一部の意味であるとされる。これは「単位」という非法律概念を用い、また日本刑法にない用法の言葉でもあり、法律用語として特定概念を示すものとはまだなりえていないとも思われる。

しかし、単位という言葉は、前述のように現行中国刑法において用いられ、そこでの概念としては、法人のみならず非法人も含まれる。厳密にいうと、現行中国刑法第三〇、三一条は「法人犯罪」とは表現せず、「単位犯罪」としてしている。そしてこの「単位」を構成するのは「公司、企業、事業単位、機関、団体」の組織体である。

このように、単位犯罪とは日本にいう企業・法人犯罪と完全に一致するものではなく、それよりも広い概念である。しかし、中国においても法人の犯罪能力について定説を見る前に、現行刑法に規定されたのである。

さて、現行中国刑法とは、一九九七年修訂後の中華人民共和国刑法（以下新刑法とする）のことである。この新刑法においては、一九七九年の刑法制定時の、単位犯罪への立法対応を根本から否定した態度を一変し、総則においても、各則においても、単位犯罪の規定を多く設けた。

こうした大きな変化の中で、新刑法の単位犯罪規定を司法適用して行くうえでも、また、今後も特別法としてさらに多く立法されるであろう場合においても、単位犯罪に関して、科学的・論理的整合性のある理論を提示しなければならぬ。これらの刑法上の規定に対して、一つの基準的評価を示すことは、刑法学において直面する問題であると思われる。それゆえに、本稿において、表題に関して考察をする。

一 新刑法における単位犯罪の立法上の変遷と特色

単位犯罪は、一九八〇年代の中・後期に、我が国の社会の中で出現し始め、次第に蔓延してきた犯罪現象の一種であり、以来深刻化してきた。立法者は、この状況に対して、当時の法人犯罪肯定論と否定論の激烈な論争から離脱し、「海関法」の中で初めて単位犯罪に関する規定を設けた。これが先例となり、単位犯罪に関する立法は次第に増え続け、たとえ否定されるべきものであったとしても、覆水盆に返らずという状況となった。こうして、刑法の修訂により新刑法に至るまでに、一二の単行刑法と一部の非刑事法の中に、この単位犯罪に関する規定が設けられた。

我が国においては、改革が急激に進んだために、十分な統計資料はないものの、ある統計によると、単位犯罪が規定されるものは、その罪名でいうと約七〇あり、全犯罪名の約三分の一を占める。この単位犯罪規定の総量的増加の状況は、刑法修訂に際しての立法上の選択に大きな影響を与えた。こうして、新刑法の中の、単位犯罪の罪種範囲の劇的な膨脹の直接的導因になった。このことは、新刑法における単位犯罪の立法上の変遷と特色を考察する上で、最初に確認すべきことであろう。

さて、新刑法においては、単位犯罪そのものについての概念は規定されず、その第三〇条において、定罪原則（犯罪とする上での原則）だけが規定された。この条文では、会社、企業、事業単位、機関、団体が行なった危害社会的行為に対して、法律の規定があれば刑事責任を負うべきことを規定している。そうして、新刑法第三一条は、単位犯罪に対して、両罰制を主として、単罰制を副次として、処罰する上での原則が規定されたのである。

新刑法の各則における単位犯罪に関する規定は、比較的ではあるが具体化されている。その犯罪数は一二〇余り

に達して、一〇〇箇条近くに及ぶ。

この単位犯罪の具体的な規定上の分布は次の通りである。

- (1) 危害国家安全罪の章には、援助危害国家安全罪の一条が規定されている。
- (2) 危害公共安全罪の章には、非法買賣輸送核材料などの六の罪が規定されている。
- (3) 破壊社会主義市場経済秩序罪の章には、単位犯罪として七四の罪が規定されている。そしてこの章のどの節にも単位犯罪の規定が存在する。
- (4) 侵犯公民人身權利、民主權利罪の章には、強迫労働罪が一つ規定されている。
- (5) 妨害社会管理秩序罪の章には、単位犯罪として三一の罪が規定され、この章の攪乱公共秩序罪、妨害文物管理罪の諸節に分けて規定されている。
- (6) 危害国防利益罪の章には、故意による提供不合格武器装备罪などの三の罪が規定されている。
- (7) 瀆職罪の章に、単位収賄罪などの五の罪が規定されている。

これらの新刑法の単位犯罪規定を、修訂される以前の単行刑法、付属刑法の中の単位犯罪規定と比較すると、以下のような進展と特色が見出せる。

第一に、新刑法は単位犯罪を、総則においても各則においても規定した。修訂以前の一九七九年刑法には、単位犯罪の認定と処罰についての規定はなかった。このように、刑法典として一般的規定が存在せず、採択された特別刑法における単位犯罪規定は、必然的に具体的規定とならざるをえなかった。こうした総則規定の不存在は、司法機關が単位犯罪に対して積極的に対処しようとするとき、困難な状況を招いた。単位犯罪の規定適用と執行が、効果的に行いえなかったのである。このような経緯により、新刑法の総則には二か条を置き、単位犯罪の定罪原則、処罰原則を規定した。これらの規定に関しては議論の余地はあろうけれども、単位犯罪の認定と処罰に対して、概

括的、総則的標準を提供し、加えて、各則規定においてもそれらに根拠を与えることが可能となった。これは、我が国の単位犯罪の立法に関して、重大な突破口の一つとなったといわざるをえないであろう。

第二に、単位犯罪の範囲はさらに広がり、刑事の法網を厳密にした。

このことは以下の三面からみてとれる。

(1) 単位犯罪の罪種はさらに広範となった。英米法系の国家は、法人処罰を当然のこととし、大陸法系国家は、法人犯罪の問題に対して、傍観あるいは慎重な実験的態度をとる。大陸法系国家においては、単位犯罪処罰は例外的であり、法人不処罰という普遍的原則を守っている。この両者の相違の源は、実用主義刑法観と倫理刑法観の対立から生まれたとされる¹⁾。この観念は立法に現れており、今までのフランス新刑法典のほか、刑法典の中で単位犯罪を規定した大陸法系国家は、暁の星のように寥寥たるものである。我が国の刑法のように、大規模に単位犯罪を規定したのは稀である。

いずれにしても、我が国新刑法は、単位違法行為を広く犯罪とし、単位犯罪に対して厳密に懲罰しようとする刑事法網に、前提条件を創造するものとなった。

(2) 単位犯罪の責任要素は広く、故意を包括した（故意は大多数の単位犯罪の主観的特徴である）のみならず過失も包括した。例えば重大環境汚染事故罪において、単位が過失により重大な虚偽の証明文件を書く罪などである。これは、ある程度、単位犯罪は故意犯でなければならないという者の認識を変更させることになった。

(3) 単位犯罪の規定は、刑事法網をさらに厳密にした。これは、おもに刑法各則に表れている。刑法各則の基本的価値は、刑事法網を厳密にして、刑罰の当然性を確定し刑法各則の保護機能を満足させることにあるが、この新刑法規定は、この基本的価値を強調する傾向にある²⁾。刑法各則の単位犯罪に関する規定は、その価値目標を追求することに於いて工夫がなされた。

例えば刑法第三二五条と第三二七条の関係である。刑法第三二五条一項においては、(自然人が) 不法に外国人に珍しい文物を売り出すこと、無断で珍しい文物を贈ることの罪が規定されている。同条二項には、単位が前項の罪を犯す犯罪が規定されている。そして、これだけでは国家文物を保護するに不十分であるためか、全面的に国家文物を保護する「文物保護法」をよく貫徹するために、刑法第三二七条が規定された。この条文は、単位のみで犯罪構成を認める単位犯罪として、規定されている。これは館蔵文物を不法に売り出すこと、不法に館蔵文物を贈ることの罪である。第三二五条二項では、単位が、国家が輸出を禁止した珍しい文物を売り出すこと、あるいは外国人に無断で贈ることを禁止している。第三二七条では、単位が国家の保護した文物藏品を売り出すこと、あるいは非国有単位と個人に無断で贈ることを犯罪として規定している。これらの法律や各条項の制定は、おたがいに補い合うものであり、刑法的法網としては望ましいものである。

第三として、新刑法は、単位犯罪を罰するということに関して、破壊社会主義市場経済秩序罪の章に重点を置いた。この章における犯罪名の総数は七〇余りであるが、これを単位が構成できると規定されている。これにより、この章のみで、新刑法での単位犯罪の総罪名の大半を占めることとなった。

このように網羅的規定を行う理由は、現実の必要性にある。刑法において法人犯罪を規定する目的は、政府による企業活動への制御を強め、よって企業の不法な富の形成を抑止するところであり、それゆえに全社会的利益を保護するに資するのであるという趣旨の主張があるが、これも理解できづるものである。また、こうした新刑法での単位犯罪規定の増加は、刑法の基本的価値傾向の一つである「犯罪の害を避け、社会を保護する」ということと符合している。

第四に、単位犯罪に対する科刑に関して、相対的ではあるが、明確な規定を設けた。つまり、新刑法の総則規定の第三一条に基づき、また、各則の単位犯罪の規定と結びつくことにより、刑法は、単位犯罪に対してその状況に応じて異なる基準を採用するものとした。それは以下の通りである。

(1) 犯罪単位に対する処罰について、新刑法においては、その各則にしばしばみられることであるが、罰金刑ではあるが犯罪主体である単位に刑を科すことを原則とする。しかし例外として、単位を処罰せず、単位の中の自然人のみを処罰する規定がある。すなわち代罰制が規定されている。

(2) 単位の中の直接業務主体に対する処罰について、新刑法は、状況により処罰の仕方を分けている。ほとんどの場合は、単位犯罪の中で、直接責任者(実行行為者)には、自然人と同じ罪種での処罰標準を適用すると規定されている。これとはまた別に、わずかな場合ではあるが、異なる標準を用いる場合がある。同種の犯罪であっても、単位犯罪として犯された場合は、自然人犯罪として犯した場合よりも軽く処罰されることがある。たとえば、自然人犯罪であるなら死刑となるべきところ、単位犯罪として犯された場合、その単位の中の直接責任を負う主管人、その他の直接責任者には、死刑を科すものとはなっていない。この同等原則と区別原則を兼備する立法の選択には、少なからず理由のあるところである。

同等原則を選択する理由は、次の通りである。つまり、ある単位犯罪において、単位が違法に巨大なる金額をえて、また悪影響を与えることはなはだしく、社会危害性も大であり、単位の直接責任者が単位犯罪を推進した過程において、重大な作用を持つからである。この場合、区別原則を採るとすると、罪刑均衡という刑法の基本原則に反するからである。

区別原則を採る場合とは、ある単位犯罪の中で、単位の直接責任者において、単位の意思支配により、単位の利益のために行ったという場合である。この場合には、主観的悪性と客観的危険についても、同一犯罪を自然人が犯した場合と同じとはいえない。とりわけ自然人の犯罪として死刑が規定されている犯罪につき、単位が同じ罪を犯した場合、その単位の中の直接責任者に死刑を言い渡すことはできない。これは、刑罰の緩和と罪刑均衡とを含

んだ内容であろう。

新刑法は、このことに関して、十分な考慮をしている。たとえば、自然人が集資詐欺罪を犯した場合に、その数が巨大であるときは、新刑法第一九九条の規定により、死刑を言い渡すことも可能である。しかし、新刑法第二〇〇条においては、単位が集資詐欺罪を犯した場合に、その数が巨大であり、あるいは他に重大なる状況がある場合であっても、単位の直接責任を負う主管者その他の直接責任者には、一〇年以上の有期懲役もしくは無期懲役を科すと規定されている。

以上の分析が示す通り、新刑法の単位犯罪に関する規定は、ある限度ではあるが基の関連規定を超えたものとなつてはいるが、意味あるべきところもあり、全体として十分肯定すべきものである。もし、このような前提において考察を進めるのであれば、我々において新刑法の単位犯罪立法の不備に関する分析をするとしても、片寄った結論にいたることはないであろう。

二 新刑法における単位犯罪立法の不完全性とその成因

ここでは、問題点ごとに区切り、考察してゆく。

1 新刑法第三〇条は単位犯罪の定罪原定であるが、それまでの単位犯罪における議論において指摘されていたことを避けて通る規定となった。このため司法実践の場における価値と操作性を低下させてしまった。加えて、単位犯罪の理論的研究と立法実践とが乖離したものとなった。

刑法修訂の過程においては、単位犯罪は刑法総則の中でいかに規定されるべきかが議論された。犯罪主体論に関して、共同犯罪論の部分に、あるいは他の部分にと、規定されるべき体系的位位置に関して議論された。また、犯罪

主体論の部分と共同犯罪論の部分に別々に規定されるべきであるとし、あるいは他に単独規定を置くべきであるとの見解もあった⁴⁾。

こうした論争は、立法に際して選択上の躊躇を引き起こした。刑法総則に単位犯罪を規定しようとの想定は、一九九五年八月八日の全国人民代表大会法律工作委员会が起草した『刑法修改稿』に始まる。この修改稿の第二七条には、単位犯罪の基本的概念規定として、「……企業、事業単位、機関、団体が自己単位の利益獲得のために、単位の政策決定機関ないし事業主体の決定によって、犯罪を実行することは単位犯罪である」との趣旨が規定されていた。そして、一九九六年三月三十一日の『刑法修改稿』には、基本的には同趣旨を維持したものの、「自己単位の利益獲得のために」を「不法に利益を獲得するために」と変更していた。以来、立法省は単位犯罪の概念に関しての基本的観念を維持し、一九九六年一〇月一〇日、同年十二月二〇日、翌年の二月一七日、同年すなわち一九九七年三月一日の『刑法修訂草案』に至るまで動揺はなかった。しかし、最後に採択されるとき、その概念規定を修改したのである。

さて、新刑法第三〇条の規定によると、この規定は「単位犯罪」に関して以下の三つの意味を持つている。

- (1) 犯罪主体に関する規定としての意味。
ここでは、会社、企業、事業単位、機関、団体が主体とされている。
- (2) 犯罪となる行為の前提に関して。
ここでは、単位犯罪にいう主体が、危害社会行為を実行しなければならないとされている。
- (3) 刑事責任を負担させる上での前提に関して。
ここでは、刑事責任を負うのは、法律により単位犯罪と規定されている行為を行った場合であるとされている。

こうした内容を持つ規定ではあるが、実は以下の重要な問題点に対して、明確に答えるものとなっていない。も

ちろん、主体に関しても疑問があるが、これは後に詳述するものとして、まず次の二つのことが問題である。つまり単位犯罪の主観的要件に関して、「危害社会行為」は具体的にどのように行われるのかということである。立法に参加した者によると、新刑法第三〇条がこの二つの論点に明確な態度を示さないのは、次の理由による。すなわち、実務においては単位犯罪の状況は複雑であり、単位犯罪においては不利益を獲得する目的、国家安全危害を実現しようとする政治目的の場合もあり、また違法操業による社会経済秩序の破壊がもたらされるようになったとの考慮があった⁵³⁾。

実際、単位犯罪の概念に対して、明確な立法規定を打ち出すことを避ける意図は、以下のように判明したのである。刑法各則のある一部の単位犯罪に対する規定は、過失犯罪の範疇に属しているので、「自ら単位のため不法に利益を獲得する」という目的を示す文言により概括した場合、この過失犯を取り込めなくなる恐れがある⁵⁴⁾。確かに、単位過失犯罪の存在は、高度な立法技術を要求する。しかし、この問題を克服する手立てはないわけではない。

その方法の一つは、刑法各則で単位過失犯罪を追求しないことである。もう一つは、刑法各則の中で、単位過失犯罪と単位故意犯罪に対して、別々に規定を設けることである。

私は、理由は後述するが、前者が望ましいと思う。しかし、どちらを採るとしても、問題点を避けて通る現在の立法規定よりも妥当である⁵⁵⁾。このように、現在の立法では単位犯罪に関して明確に完備された規定としては、不十分である。この認識は、我が国の学者においてもある程度、定見となっている⁵⁶⁾。

さて、単位犯罪に対して、その概念規定を明確に示すに至らなかったという消極的影響を与えたのは、次の二つのことである。

その一は、司法操作に関してである。新刑法第三〇条は、先に見た通り、単位犯罪に関して主体、行為危害性、法定性の三つの内容に及んでいる。第一に、主体に関してであるが、刑法各則は、多数の単位犯罪を規定している。そして、ここでは主体が限定されている。たとえば、国有公社、企業、事業単位、境界線外の機構、組織、司法機関、国有図書館、仲介組織などである。したがって、総則規定の第三〇条にいう単位犯罪の主体規定は十分なものとなりえておらず、独立存在の価値が少ないのである。第二としての行為危害性に関しての問題がある。この新刑法第三〇条の規定によると、単位が、危害社会行為を実行した場合を、単位犯罪とする。しかし、何が社会危害行為かということについては、この条文のみでは認定がなされない。たとえば新刑法第一三三条の犯罪概念の助けを借りなければならぬ。よってこの単位犯罪の社会危害行為規定も、独立の存在価値は低いといえよう。では、第三の法定性についてはどうか。つまり単位犯罪は、過失犯罪のように、法律により単位犯罪として処罰するとの規定がなければ、単位犯罪は成立しない。自然人に対する規定のみでは単位犯罪は成立せず、単位犯罪処罰規定があつてはじめて、刑事責任が追及される。この意味の規定がこの新刑法第三〇条に規定されているが、このことは当然のことであるし、罪刑法定主義からの最低限度の要請である。よってこの法定性の規定があることをもって、新刑法第三〇条の独立存在の必要性があるとはいえない。

刑法の規定は、独特性（その存在の必要性）と明確性が具備されねばならない。これに欠ける場合、司法実践における指導機能に必ずしもとることになる⁵⁷⁾。おそらく、司法機関においても一連の困惑に陥っているかもしれない。つまり、単位犯罪に対する明確な認識を与えるためには、理論的解釈を頼まなければならない。

その二としては、理論の発展に関してである。刑法学界においては、少数ではあるが、いまだに、単位が犯罪主体になることに反対の立場をとる者がいる。また、単位が犯罪主体となることを肯定するとしても、その多くは故意犯罪しか構成しないとみる。このため、新刑法が採択された後に出版された多くの刑法著作の中で、興味深い現象が生じた。つまり、単位犯罪概念に対してその範囲を定めるとき、いずれも単位犯罪とは企業、事業単位、機関

団体において、自己単位が不法利益を獲得するために、単位集団の討論・決定あるいは責任者の決定により実行された行為が単位犯罪であるとしたのである。しかし、立法は過失的犯罪も規定している。

このように、理論解釈をする者においても立法規定を安易に見過¹⁷⁾し、勝手な主張をする一番の問題点が、立法規定の面に現れている。すなわち、立法が科学的に総則上から単位犯罪に対していかに限界づけるかということについて、深く追求していないのである。

2 国家機関を単位犯罪主体とすることはきわめて不当である。国家を代表して特定の職権を行使する国家機関を、単位犯罪主体とすることは、条理の上でも理論においても整合性はなく、かつ国家機関の権威保持の妨げとなり、国家機関の機能的活動を損なうものである。かりに、国家機関は犯罪的行為をなすうる、としても、事実はその機関の指導者個人による政治上の、経済上の不正利益の獲得を目標とする自然人の犯罪である。加えて、実証的観点においても、国家機関に対して罰金刑を科すことについては、疑問がある。それだからこそ、フランス新刑法典第一二二条には「国家の外、法人は、法律ないし条例の中に規定がある場合、本機関あるいは機関利益のために実施した犯罪行為に対して、刑事責任を負つ」と規定され、国家の自己処罰を回避している。このように我が国の刑法においても、たとえば罰金刑でいうと、一つの袋から一つの袋に金銭を移すような規定を作るべきではなく、国家機関、公的機関が犯罪主体となりうるような規定を設ける必要はなかったのではないか。たとえ、厳格に国家機関を単位犯罪主体として規定したとしても、現実的に司法実践の中で機関犯罪であると宣言し罰金刑を言い渡した事例がいかにほとんどあろうか。おそらく皆無に近かるう。これは経験的事実による考察でもあるが、理由なしとは言えないであろう。

3 単位犯罪の成立範囲としての罪種が広範に過ぎることも問題である。刑法修訂の前に、我が国の学者は、単位犯罪の罪種範囲につき、それは限定されるべきであると指摘していた。つまり、単位はあらゆる犯罪の主体となることはできず、単位犯罪は、経済犯罪と妨害社会管理秩序罪の中で、いくつかの犯罪及び利益を貪る瀆職犯罪に限定されるべきである¹⁸⁾。

こうした指摘がありながら、新刑法において、この合理的な提案が受け入れられなかったことは残念なことである。単位犯罪に関する規定はこの領域から大きくはみだし、経済犯罪、妨害社会管理秩序罪、瀆職犯罪の中に規定されたのみならず、危害国家安全、危害公共安全、危害国防利益、侵害人身權利、民主權利罪にも単位犯罪規定が広げられたのである。加えて、刑法修訂前の単行刑法と附属刑法には、単位が構成できる犯罪としてその罪名は約六〇であったけれども、新刑法においては一二〇余りに突然に増加した。これにより、我が国の刑法は、単位犯罪に対する規定において、不注意にも世界一の規定数となった。

この「大綱を打つ」というような立法方式は、法網の厳格化には寄与するものの、逆に、刑法を名ばかりのものとする虞もあり、また、刑法万能主義的観念の体現でもあろう。

4 さらに単位犯罪の主観的側面に関して疑問がある。目下の中国の実情において、単位犯罪の主観的要件が過失に拡大することは妥当であろうか。これは熟考する必要があるう。

単位犯罪の主観的要件に関して、刑法の理論として二つの異なった見解がある。一つは、故意であっても過失であってもよいとする。単位故意犯罪は、一般的であるに過ぎず、理論と実践の中においても、単位犯罪の範疇から単位過失犯罪を排除してはならない¹⁹⁾という。また別の論者は、単位故意犯罪と単位過失犯罪を別々に規定すべきであるとする。すなわち、法人の主要な管理者、直接責任者とはかの法人の役員が、法人の意思の支配により、法人の名をもって法人の利益のために実行した犯罪行為は、単位故意犯罪である。これに対して、法人の営業活動中に、代表者、主要管理者、直接責任者とはかの法人役員が、法律の規定に違反し、法人の尽くすべき義務を履行せず、過失により危害社会の結果をもたらした場合は、単位過失犯罪であるという²⁰⁾。また、ある論者は、刑法修訂の過程

で、中国の社会、経済、政治形成の変化により、単位過失犯罪規定を増設すべきであると指摘した¹⁾。

さて、もう一つの観点は、単位犯罪の主観的要件は、故意に限られ過失は認められない、とするものである。これは、単位犯罪の主たる出現は単位経済犯罪であり、その単位経済犯罪の規定においては主観的特徴として、単位の不法利益を獲得する目的が明確に含まれていることによる。単位のために不法利益を獲得するということは、単位犯罪の根本的な動因であり、この目的を追求する主観的要件は、故意的な形式でなければならない。過失の形式では不可能であるとするものである²⁾。

加えて、我が国の著名な刑法学者である高銘暄教授は、さらに明確に「過失犯罪に単位があるべくもない³⁾」と指摘した。しかし、「鐵路法」の第六一条には、一九七九年刑法の第一一五条に規定されている危険物品管理違反事故罪に関して、これは過失犯罪に属するが、単位もこれを犯すことができる規定されている。これは研究する価値がある⁴⁾。

さて、立法機関は、単位犯罪は過失犯でも成立するという観点を受け入れ、新刑法各則の中にわざわざあるが単位過失犯罪を規定した。この立法の選択そのものに関しては、考察する価値がある。これは、単位犯罪の特質と法制の成長段階にある我が国の目下の状況を、見落としたものであろうか。

単位犯罪の特質は、単位のために不法利益を獲得することである。英米法系の国家が法人犯罪に対処し打撃を与えようとするのは、この実証的考慮による。産業革命は経済発展を促進し、工商企業活動の触角は、社会のいたるところにのびていった。よって法人犯罪を規定することにより、企業が不法の富を形成する行為につき、抑制する必要がある。大陸法系の代表としてのフランス刑法典の第一二二―一二三条も、法人犯罪は必ず法人の利益のために実施した場合に、成立するとしている。我々もこの問題を慎重に検討すべきである。とりわけ現在の中国においては、刑事手続法の中には犯罪を犯した単位に対する刑事責任追及の規定はない。刑法修訂前においても、単位犯

罪についての規定の適用執行状況は、人々の納得をえられるものではなく、単位犯罪に打撃を与えるという観念について、一般的な同意をえられていない。まして、これらに関して深く検討することなどに及ぶはずもなかったのである。

こうした法制発展の現状を大前提とすると、単位犯罪の主観的要件を過失犯罪にも拡大したことは、賢明なことであつたとは言えないであらう。

5 単位犯罪の処罰規定の不統一性と不均衡性に関して、まず、単位犯罪の処罰規定の不統一性は、次のことに表れている。新刑法第三一条の規定により、単位犯罪処罰は、両罰制を原則として単罰制を例外とする。刑法各則はこの基本に沿い、規定されているが、少数の犯罪に対しては単罰制を実施している。この単罰制を用いるのは、単位の中の自然人に対する処罰により、単位犯罪を懲罰し防止しようという目的実現を図るのである。しかし、単位のために不法利益を獲得した自然人だけを処罰し、犯罪の真の主体である単位を処罰しないのは、刑法罪責自負の原則に反し、刑法の公正性にもとることとなる。処罰原則のこの相異は、一方では立法者が、「単位には犯罪能力がある」との認識を十分貫徹せず、実質的に「法人の犯罪能力を認めない理論と、法人犯罪対処に備えることの客観的必要性との、一つの刑事政策上での調和した表現である⁵⁾」と言いつる。しかし、立法者の必要性の観点からであるとすると、新刑法第三九六条の規定による私分国有資材罪、私分罪没物罪に対して、これは国家机关、司法機関、行政執行機関がそれぞれそれぞれの犯罪を構成する可能性があるが、この三つの機関に罰金刑を言い渡し、これを執行するとすれば、これはいっただいいかなることであらうか。その納められる罰金の原資はどういった性質のものなのか。奇異たる観を免れないであらう。それゆえに、これらの機関の犯罪に罰金刑を言い渡すとする規定を設けることができないのである。これは国家机关を単位犯罪の主体とすることの大きな弊害である。こうして、単位犯罪に対する両罰制原則が破られ、自然人のみ処罰する単罰制が規定されているのである。

そしてもう一つは、処罰上の不均衡である。ある犯罪に関しては、単位犯罪として犯された場合と、自然人の犯罪として犯された場合を比べると、同じ犯罪であっても、単位犯罪における直接責任者に対する処罰は、自然人犯罪の場合より格段に軽く規定されている。

たとえば、新刑法第三九三条の規定によると単位贈賄罪の場合、単位は罰金刑に、その直接責任を負うべき管理者と直接責任者は五年以下の懲役または拘留に処せられる。一方、新刑法第三九〇条の規定により、自然人が贈賄罪を犯した場合、その罪責が重大かつ悪質であれば、一〇年以上の懲役又は無期懲役となり、同時に財産も没収となる。

このように、同じ贈賄罪において、共に罪責が重大かつ悪質であるとしても、単位犯罪であればその直接責任者管人と直接責任者は多くても五年以下の懲役にとどまり、自然人犯罪であれば無期懲役になる可能性がある。

この両者の相違は、あまりに大きすぎ、罪刑均衡の原則に大きく抵触するものである。以上の分析を通して、単位犯罪規定の不完全性が明らかとなった。よって、次には、その原因を考察する必要がある。これは、単位犯罪理論をより完成させることに資するものと信ずる。

6 単位犯罪規定の不完全性の原因に関して、私が思うには、単位犯罪の立法上の不完全性をもたらした原因は次の三点である。

第一に、性急多大にすぎる立法であることである。単位犯罪の立法は急がれ、また多くなる傾向があった。理論においても、単位犯罪の基本問題の外郭を整理する以前に、大規模な単位犯罪立法があり、ここにおいて矛盾が続出し、一方を正して他方をおろそかにした状況があった。このような、単位犯罪の理論的發展を待たず、また、中国の法治發展過程を考慮せずしての、単位の違法行為を犯罪化する過度の性急多大な立法は、決して賢明なことはいえないであらう。

第二に、我が国の、経済的軌道の変化に伴う社会体制の歴史的状況に関することである。我が国は、計画経済体制から市場経済型体制へと変化するに伴い、経済が飛躍的に發展した社会転換型時期にあった。これは社会変動と社会代価の支払いをもたらした。単位犯罪は、こうした我が国が改革と重大發展の段階に入った一九八〇年代の中・後期から多発してきた。この単位犯罪現象の猛然たる状況に対応するため、新刑法は、対単位犯罪規定を大規模に打ち出さざるをえなかったのである。こうした法網を広く打つ立法方法であったから、立法機関においても十分把握できない状態となっていたのであろう。このようにして、単位犯罪の懲罰規定は多大となったのである。

第三に、立法において認識上の偏りが見られることである。これは、次の二面に集中して現れている。その一は、我々は、立法能力と司法能力を高く見積もり、長期にわたり積極的樂觀的態度をとってきたということである。それは、立法機関が机上において完璧たるうと志し、あらゆる単位犯罪を包含しようと思ひ、また、あらゆる単位犯罪を撲滅するに足る刑法とすることを自己の任務と考えた。国家も、司法機関が全力をつくして単位犯罪の立法意図を完全に実現すると堅く信じた。しかし、このように思い込むことには、国家能力の誇大評価の過ちを含んでいよう。

その二は、刑法の性質に関して十分な理解がないことである。刑法は、他の法律と比べて特別な性質を持つものである。それは不完全性（刑法の第二次的性質または補充的性質）と最終手段性を持つものである¹⁶⁾。しかし我が国の立法は、刑法のこの特質に対して十分なる考慮をしなかった。立法機関は、すべての単位犯罪に対して刑法を用意しようと思ひ、そしてその射程に入れようと思ひたのである。しかし、これは、刑法機能の誇大視であり、さらに刑法を、他の行政管理や社会統制の手段と同視する認識傾向を示す。

こうした傾向が、直接間接の要因となり、急激な単位犯罪立法の膨張となったのである。

三 単位犯罪立法の完善（欠陥をなくすこと）についての将来的展望

新刑法の単位犯罪規定についての、ここまで論じた問題点を排除し、これを完全にする理論上の展望を示してみたい。

1 まず、単位犯罪概念の法定化に関して考えてみたい。理論上では、単位犯罪とはなにかという問題に関して、単位名義説、単位批准説、単位利益説の争いが続いている¹⁷⁾。この中、我々において、単位利益説がもっとも妥当であると思われる。このことに関してフランス刑法の立法例が参考となる。そこにおいては、刑法典上「法人の機関または代表」が「法人の利益のために」犯罪を実施した場合、法人が刑事責任を負うべきとの規定がある。これに関して、フランスの学者は、「法人の利益のために実行された犯罪は法人に責任を負わせるとの規定は、違法行為に参加した個人が個人の利益のために犯罪を行った場合にあっては、法人に対しての刑事責任追及を排除するものである¹⁸⁾。」と指摘した。これには聞くべきものがある。単位利益説には、単位犯罪と自然人犯罪を区別できる機能があるのである。これに基づき、単位犯罪の概念の法定化に、この単位利益説の要旨を採用すればよい。それにより明確化されよう。例えば「企業、事業単位、機関、団体が、単位自らのため不法利益を獲得し、単位集体の研究決定ないし責任者の決定により実施された犯罪は単位犯罪である。」との規定になるだろうか。こうした概念規定においては、単位犯罪の本質的特徴を科学的に示しえるし、したがって単位犯罪と自然人犯罪を厳格に区別できうるのである。加えて、単位犯罪を正しく認識するに有益であろう。

2 次に、単位犯罪の主体の縮小ということを考えねばならない。先に論じたように、単位犯罪の主体に関する規定においても疑問点が多い。本来、犯罪主体とすべきではないものも含まれ、また不必要な規定もある。そこで、その理由は先に論じた通りである。

加えて、「会社、企業」との文言が、同時に単位犯罪概念規定に出現している現状を解消すべきである。この二者は従属の関係にあり、論理学においても、民法学においても、このように並列することは、程度の問題ではあるが、混乱をもたらすものに他ならない。

3 さらに単位犯罪の主観的特徴の限定ということも必要であろう。つまり単位犯罪の主観面についての限定の必要である。確かに、単位過失により危害社会行為が実施されるという状況は存在している。しかし、単位犯罪の立法に対して性急に過ぎ、法律の執行について人々の理解も十分ではないという実際の状況にあっては、単位過失犯罪を規定することには疑問がでてくる。よって、単位犯罪を故意犯罪に限定することが、一般的に妥当であると思われる。単位過失犯罪に対しては、目下のところ行政上の対処でよからう。機が熟して、また刑法上の対処が必要となったとき、刑法に取り入れればよからう。

加えて、主観的限定として、単位犯罪の成立は「単位のために不法利益を獲得するを基本前提とする」ことを明記すべきである。この犯罪の直接目的によっても、成立する単位犯罪の罪種を、破壊社会主義市場経済秩序罪、妨害社会管理秩序罪、利益の程度の低い瀆職罪に限定すべきである。単位犯罪に対しての立法の網羅性や全面性などを追求すべきではなく、また、一回の制定での継続的な有効性を求めてはならない。

4 また単位犯罪の客観的特徴の確定も必要である。つまり単位犯罪に関して、その客観的特徴も明らかにされなければならない。この客観的側面としては、単位犯罪は、単位の政策決定機関の決定あるいは責任者の決定により犯罪を実行しなければならない、ということである。このようなことは総則にて規定し、具体的行為類型は各則にて規定すべきである。新刑法の総則においては総則的行為特徴として、前述のように二つに類型化している。し

かし、上記に関しては明確にしていな。よって、これに対して、次のことを刑法総則の中で明確にしなければならない。それは、単位の政策決定機関の決定による犯罪の実行であることと、そして、責任者の決定による犯罪の実行であることである。

5 さらに加えて単位犯罪における「両罰制」の確立も必要である。外国刑法の法人犯罪の立法例をみると、それは単罰制から両罰制への変遷である。単罰制には、転嫁罰と代罰制があるが、この双方は共に理論的に疑問がある。

代罰制にあつては、単位が犯罪主体であると承認した前提においては、単位の中の自然人に刑事責任を負わしめることは、罪責自負の原則にもとることになる。こうした犯罪主体と受刑主体の分離は、責任主義の原則にも反する。また、刑罰の有している犯罪の予防効果も無にしてしまい、刑法の単位犯罪抑止効果を発揮できなくさせるものである。また、単位が個別の成員を犠牲にして、自らの不法利益を自論むことにもなる。代罰制は、このような危険性をはらんでいる。転嫁罰とすることについても、同じく、欠陥は明らかである。

また、単位のみ処罰であっても、問題がある。単位の中の自然人、すなわち主管人と責任者の処罰を無視するにおいては、自然人は単位の名目を借り犯罪をなし、自らは、刑事処罰を免れようとすることを、助長することになる。

これら転嫁罰、代罰制は、不公平の一形式である。加えて、日本の学者が指摘する通り、自然人をも処罰しなければ、行政刑法としても取り締まりの実は上がらないと思われる。

一方、両罰制は、単罰制の弊害に対して指摘された問題点もなく、適した単位犯罪処罰制度である。単位刑事責任の追求に双罰制を取り入れる方法は、一つの発展的態勢である。

このようにして、我が国の将来の単位犯罪立法は、この処罰制度をあくまで貫徹すべきであろう。

おわりに

一九九七年の刑法修訂から現在まで、すでに約五年経過した。しかし、処罰された単位犯罪はきわめて少ないと思われる。この原因としては、立法規定の不合理と不明確な点が多いことが挙げられる。刑法で論じる単位概念については、十分に定まっておらず、刑事訴訟法上の対応規定もない。よって司法捜査は困難なのである。そして、近時の裁判例によると、単位犯罪の成立につき、限定する方向がみてとれるのである。また、「地方保護主義」というものが強く残っていることも挙げられる。ある地方においては、地方発展と単純な経済的利益目的で、単位犯罪を発現させても、検挙・処罰をしないこともあるとされる。

こうした状況にあつて、今後の中国刑法学界の任務として、刑法における単位犯罪の合理的規定を追求することは、もっとも大切なことであろう。今回の小稿においては、単位犯罪の規定形式にしか触れていない。紙面の都合上、単位のどのような構成員によるどのような行為が単位犯罪となるかなどの、単位犯罪の具体的な内容、単位犯罪に関する判断基準の問題に関しては、触れることができなかつた。これらについては、次の機会を待ちたい。

最後に、本稿は、名城大学法学部の研究員としての報告である。この作成にあたり、名城大学法学部の木村裕三教授には貴重なご指導を戴くことができた。心からの感謝を申し上げる次第である。

以上

(注)

(一) 西原春夫(編) 李海東他(訳)『日本刑事法の形成と特色』中国法律出版社・日本成文堂連合出版、一九九七年、三

九二頁。

- (2) 儲槐植、梁根林「刑法分則修訂の価値傾向」『中国法学』一九九七年二期
- (3) 儲槐植『アメリカ刑法』第二版北京大学出版社、一九九六年、六〇頁。
- (4) 陳興良(編)『経済刑法(総論)』中国社会科学出版社、一九九〇年、九〇頁。
- (5) 郎胜(編)『中華人民共和国刑法釈解』群衆出版社、一九九七年、三六頁。
- (6) 陳興良『刑法疎議』中国人民大学出版社、一九九七年、一一六頁。
- (7) このような単位犯罪の解釈を示す著作は多い。その代表的なものとして、陳興良『刑法疎議』中国人民大学出版社、一九九七年、一九一頁、全国社、一九九七年、一一四頁、張穹(編)『刑法適用手冊(上)』中国人民大学出版社、一九九七年、四五頁、趙秉志(編)『新刑法全書』中国人民大学出版社、一九九七年、三二七頁等。
- (8) 高銘暄「わが国刑法改革試論の諸問題」『中国法学』一九九六年第五期。
- (9) 刘白筆(編)『法人犯罪論』群衆出版社、一九九二年、一一七頁。
- (10) 何秉松(編)『法人犯罪と刑事責任』中国法制出版社、一九九一年、五三七、五三九頁。
- (11) 黃庭生、楊凱「單位過失犯罪を論ずる立法完善」『高銘暄(編)刑法修訂の建議文集』中国人民大学出版社、一九九七年、二三四頁。
- (12) 陳興良『經濟刑法学(総論)』中国社会科学出版社、一九九〇年、三二二頁。
- (13) 高銘暄「わが国刑法改革試論の諸問題」『中国法学』一九九六年第五期。
- (14) 顧蕭榮など『法人犯罪論』上海遠東出版社、一九九二年、一〇四頁。
- (15) 周光權「刑法修改の規範定位と制度設計」『法学』一九九七年第一期。
- (16) 林山田『刑法通論』台湾三民書局、一九九〇年、一五頁。
- (17) 陳興良(編)『刑法全書』中国人民大学出版社、一九九七年、一七一頁。
- (18) フランスのピエール・トルシェ『助言』。これは『フランス刑法典』を中国で出版したときに作成された。羅結珍訳

『フランス刑法典』中国人民大学出版社、一九九五年、八頁。

(19) 西原春夫(編)李海東他(訳)『日本刑事法の形成と特色』中国法律出版社・日本成文堂連合出版、一九九七年、三九四頁。

(編集委員付記)

本稿は、平成一三年四月九日から、平成一四年一月二八日まで、名城大学外国人招聘研究員として、本学において研究に従事した周光權氏が、日本語で提出されたものである。

なお、周氏が帰国してから印刷作業が進められたため、校正は、編集委員が行っている。日本語表現のうち、いくつかの点は、校正段階で改められたものであるが(たとえば、「分則」を「各則」と改めた)、原文の表現を尊重した部分もある(たとえば、「修訂」を「改正」とは改めなかった)ことをお断りしておく。